

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭及び事業所における電気の消費を抑制し、エネルギー価格の負担軽減を図るとともに、地球温暖化防止に寄与するため、消費電力の大きい家電製品から省エネ性能の高い製品へ買い換える者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、霧島市補助金等交付規則（平成17年霧島市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 冷蔵庫 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「施行令」という。）第18条第10号に定める電気冷蔵庫をいう。
- (2) エアコン 施行令第18条第2号に定めるエアコンディショナーをいう。
- (3) 照明器具 施行令第18条第3号に定める照明器具をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係法人等 暴力団（法第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。
- (6) 省エネ基準達成率 JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。次号において同じ。）C9901の省エネルギー基準達成率をいう。
- (7) 最新の目標年度 JISC9901の目標年度のうち、冷蔵庫の場合は2021年度、エアコンの場合は2027年度（壁掛形）又は2029年度（壁掛形以外、マルチタイプ）、照明器具の場合は2020年度をいう。

(補助対象者)

第3条 令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、第9条第1項に規定する補助金の交付を予定する者（以下「補助金交付内定者」という。）を決定しようとする日及び第12条第1項に規定する補助金の交付を決定しようとする日（以下「基準日」という。）において、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）

- (2) 市内に所在する事業所で事業を営む法人又は特定非営利活動法人若しくは個人事業主（以下「事業者」という。）
- 2 自らが居住する住宅の一部又は全部を事業所として使用している場合は、前項第1号又は第2号のいずれか一方を補助対象者とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金交付の対象外とする。
- (1) 基準日において市税を滞納している者
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団関係法人等
 - (4) 政治団体
 - (5) 宗教上の組織又は団体
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
 - (7) 令和7年度において当該補助金の交付を受けた者
 - (8) 前7号に掲げる者のほか、市長が補助金の趣旨に照らし交付することが適当でないと認める者
- （補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、世帯主が居住する市内の住宅又は事業者が事業を営む市内の事業所に対象省エネ家電製品を設置し、住宅又は事業所に設置されている冷蔵庫、エアコン及び照明器具（以下これらを「旧家電製品」という。）の交換を行う事業とする。

（対象省エネ家電製品）

第5条 補助の対象となる省エネ家電製品（以下「対象省エネ家電製品」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する新品の家電製品で、市内に所在する有人店舗において購入されたもの。
- (2) 前号の家電製品で、最新の目標年度の省エネ基準達成率が70%以上であるもの。
- (3) 国又は他の地方公共団体が行う他の補助制度から補助を受けた家電製品でないもの。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費（設置に必要な部品を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる金額は補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 消費税
- (2) 旧家電製品の下取り又は売却額
- (3) クーポンを利用した場合の割引額

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に定める額を限度とする。ただし、異なる区分の製品を組み合わせる場合は、区分ごとに補助金の額を算出して合算し、3万円を限度とする。

- (1) 省エネ基準達成率が70%以上100%未満の家電製品 2万円
- (2) 省エネ基準達成率が100%以上の家電製品 3万円

(事前申込及び抽選)

第8条 補助金の交付を希望する者(以下「補助金交付希望者」という。)は、令和7年9月1日から令和7年11月28日の間に、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金交付希望者が事業者であるときは、申込書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業所の所在及び代表者の氏名を確認することができる公的な書類
- (2) 個人事業主にあつては、事業を営んでいることを証明できる書類

2 市長は、前項に規定する受付期間内に予算の範囲を超える申込みがあつた場合は、抽選により、補助金交付内定者を決定するものとする。

3 市長は、第1項に規定する受付期間の終了時点において、補助金の交付内定額が予算に達しない場合は、令和7年12月10日以降、先着順により事前申込を受付けるものとする。

4 前項に規定する事前申込は、予算の範囲を超えるときに受付を停止するものとし、予算の範囲を超えることとなった日の受付に当たっては、その日に提出されたものについて抽選を行い、申込の順序を決定するものとする。

(補助金の交付の内定等)

第9条 市長は、前条による事前申込があつた場合は、その内容を審査し、補助金交付内定者を決定し、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付内定通知書(第2号様式。以下「交付内定通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項による審査の結果、事前申込書の内容が条件を満たさないと認められる者又は前条第2項及び第4項に規定する抽選の結果、落選となつた者に対しては、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金対象外通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(購入及び設置)

第10条 補助金の交付の対象となる対象省エネ家電製品は、前条第1項に規定する交付内定通知書に記載の通知日以降に購入し、令和8年2月13日までに設置したものに限る。

2 令和7年2月14日から前項に規定する通知日の前までに対象省エネ家電製品を購入した者が交付内定通知書の通知を受けた場合は、前項に規定する期間内に購入していたも

のとみなす。

(補助金の交付申請等)

第11条 補助金の交付を受けようとする補助金交付内定者は、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付申請書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、前条第1項に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項が全て記載されている領収書又はレシートの写し

ア 購入日

イ 購入した店舗名及び所在

ウ 購入した対象省エネ家電製品名及び機種型番

エ 支払金額の内訳(対象省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品代)

(2) 買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真

(3) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し

(4) 旧家電製品(冷蔵庫及びエアコンに限る。)を処分する際の特定家庭用機器廃棄物管理票(以下「家電リサイクル券排出者控」という。)等の写し又は下取り・売却を証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる書類の名義は、原則、世帯主名義(事業者の場合は代表者名義)のものとする。ただし、世帯主名義の通帳又はキャッシュカードの写しが提出できない場合は、世帯主と同居する世帯員に補助金を受け取る権限を委任し、交付申請書に委任状を添付することにより、その世帯員名義の口座に振り込むことができるものとする。

(補助金の交付決定等)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定額は、第9条第1項の規定により通知した補助限度額を上限とする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができる。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は本補助事業の実施について不正の行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第16条 補助金交付決定者は、補助金の対象となった財産について、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業により取得した対象家電製品については、第11条第1項の補助金の交付を決定した日から起算して6年以内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助金交付決定者は、前項の期間において財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（市による調査）

第17条 市長は、本補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金交付決定者に対して、補助の対象となった対象省エネ家電製品の使用に関する調査を行うことができる。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月2日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第18条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第8条関係）

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書

令和 年 月 日

事前申込者	フリガナ		生年月日
	世帯主氏名		大正・昭和・平成 年 月 日生
	住所	〒899 - 霧島市	
	電話番号	-	※日中連絡がとれる番号を記入してください。

購入予定の省エネ家電製品・設置工事	製品名	メーカー	機種型番	省エネ基準達成率	本体購入費 (税抜)	設置工事費 (税抜)
	(例) LED 照明器具	パナソニック	LSEB1162	123%	18,000	2,000

- ※事業者の場合、世帯主氏名は「代表者氏名」に、住所は事業所の「所在地」に読み替えてください。
 ※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）
 ※補助の対象は、省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品で、消費税、クーポン等の割引、古い家電製品の下取り（買取）代金を除きます。
 ※他の団体から補助を受けた省エネ家電製品は本事業の対象となりません。
 ※製品の変更は可能ですが、補助対象製品であるか確実に確認してください。
 ※事業者の方は事前申込みに必要な書類がありますので、必ず市ホームページの手引きを確認してください。

- 以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄口に「✓」を入れてください。
- 霧島市内に住民票（事業者は事業所）があり、市税を滞納していません。
 - 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との関係はありません。
 - 霧島市内の店舗で新品の対象省エネ家電製品を購入し、令和8年2月13日までに霧島市内の自宅（事業者は事業所）に設置を完了します。
 - 抽選結果の通知前に家電製品を買い換える場合でも、抽選の結果、補助金交付内定者とならない場合（落選）があることを承知しています。
 - 買換え前の家電製品は、店舗等で適正に処分します。
 - 配達記録の残らない方法で事前申込書を郵送する場合において、事前申込書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、事前申込書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって事前申込（抽選）が行われないことに同意します。
 - 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公簿の確認を行うことに同意します。

(注) 抽選に当選した場合には、令和7年12月10日を目途に補助金交付申請書（兼請求書）を郵送します。申請の際は、本体購入費と設置工事費の内訳（購入日、購入額明細、製品名、機種型番、購入店名・所在）が記載されたレシート又は領収書の写し、買換え後の設置状況写真、買換え前の家電の家電リサイクル券排出者控等の写し（冷蔵庫、エアコンのみ）、補助金振込口座の写し等が必要になります。

第2号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

様

霧島市長

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付内定通知書

令和 年 月 日付けで事前申込のあった令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書の内容を審査した結果、あなた様への補助金交付を内定しましたので、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

補助限度額 円

購入・設置期限 令和 8年 2月 13日

申請期限 令和 8年 2月 13日

第3号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金対象外通知書

様

霧島市長

令和 年 月 日付けで事前申込のあった令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金については、下記の理由により、補助対象外となりましたので、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

補助対象外と認められる事項

第4号様式（第11条関係）

（表面）

令和 年 月 日

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付申請書

（宛先）霧島市長

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

【申請者兼請求者情報】

申請者兼請求者	フリガナ		生年月日
	世帯主氏名		年 月 日生
	住所	〒899- 霧島市	
	電話番号	-	※日中連絡がとれる番号を記入してください。
	当選番号		月 日付けで通知した交付内定通知書の当選番号

【買換えた対象省エネ家電製品の情報】

買換えた対象省エネ家電製品	製品名	メーカー	機種型番	省エネ基準達成率	本体購入費（税抜）	設置工事費（税抜）

※事業者の場合、世帯主氏名は「代表者氏名」に、住所は事業所の「所在地」に読み替えてください。

※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）

※補助の対象は、省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品で消費税を除きます。

※本体の購入費は、クーポン等の割引、古い家電製品の下取り（買取）代金を除きます。

※他の団体から補助を受けた省エネ家電製品は本事業の対象となりません。

※事前申込した製品から変更することは可能ですが、補助対象であるか確実に確認してください。

⇒裏面も記入してください。

以下、霧島市記入欄

補助金交付申請額 兼請求額	請求限度額： 円 ※この欄は記入しないでください。
------------------	------------------------------

(裏面)

【交付する補助金の振込先】

振込口座	金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号			
			普通・当座				
	フリガナ						
	氏名						

【補助金申請の誓約・同意事項】

以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄□に「✓」を入れてください。

- 霧島市内に住民票（事業者は事業所）があり、市税を滞納していません。
- 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との関係はありません。
- 購入した対象省エネ家電製品は、居住する霧島市内の自宅（事業者は事業を営む事業所）に設置し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付、又は担保にしません。
- 買換え前に自宅（事業者は事業を営む事業所）に設置していた同品目の家電製品は、店舗等で適正に処分しました。
- 配達記録の残らない方法で申請書兼請求書を郵送する場合において、申請書兼請求書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、申請書兼請求書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって補助金の交付が行われないことに同意します。
- 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公募の確認を行うことに同意します。

上記のすべての項目に誓約、同意します。

令和 年 月 日
自署

※押印は不要です。

【提出書類のチェックリスト】

本申請書兼請求書に以下の書類を添付して、チェック欄□に「✓」を入れてください。
なお、添付書類に不備がある場合は受付できません。

- 領収書又はレシートの写し
※購入日、購入した店舗名及び所在、購入した対象省エネ家電製品名及び機種型番、支払金額の内訳（本体購入費と設置工事費）が記載されているもの。
- 買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
※紙申請の場合はカラー印刷か現像した写真を添付。
- 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
※原則、申請者本人の名義のもの。世帯主以外の同居の世帯員の口座に振り込む場合は委任状が必要。
- 買換え前の冷蔵庫、エアコンを処分する際の「家電リサイクル券（排出者控え）」の写し、又は下取り・売却を証する書類の写し

【アンケート調査】

以下のアンケートにお答えください。

- ☞ 今回の対象省エネ家電製品への買換えにより、家計の負担軽減（電気使用料の削減）につながるとお考えですか。
 - つながると思う。
 - つながらないと思う。
 - 分からない。

第5号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

霧島市長

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定（確定）額 円

<注意事項>

- 1 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
 - (1) 補助金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は本補助事業の実施について不正の行為をしたとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。
- 2 補助金の振込に関する通知は行いません。交付決定後1か月後を目途に指定された口座へ補助金を振り込みます。申請件数が多い場合、振込に期間を要する場合があります。
- 3 要綱第16条第2項の規定により、本事業で購入した対象省エネ家電製品は、本通知の日から起算して6年以内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。

第6号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

霧島市長

令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金については、交付しないことを決定したので、令和7年度霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

補助金の不交付決定理由